

出三訳法華經序記集（中）

金 炳 坤

【目次】

- 一、正法華經記
- 二、正法華經後記
- 三、添品妙法蓮華經序
- 四、妙法蓮華經弘伝序 唐終南山釈道宣述

一、正法華經記

【原文】¹

太康七年八月十日。燉煌月支菩薩。沙門法護。手執胡經。口宣出正法華經二十七品。授優婆塞聶承遠。張任明。張仲政。共筆受。竺德成。竺文盛。嚴威伯。續文。承趙叔初。張文龍。陳長玄等。共勸助歡喜。九月二日訖。天竺沙門竺力。龜茲居士帛元信。共參校。元年二月六日重覆。又元康元年。長安孫伯虎。以四月十五日寫素解。

【私訳】²⁸

太康七（二八六）年八月十日、燉煌の〔出身で〕月支菩薩（と謂われる）、沙門法護、手に胡經〔法華經の多羅葉本〕を執り、口に宣べ《正法華經》二十七品を〔記〕出す。

優婆塞聶承遠〔法護よりこれを〕授かり、張仕明、張仲政と共に筆受す。竺徳成、竺文盛、嚴威伯、統文〔綴文・初校〕し、趙叔初、張文龍、陳長玄等、〔これを〕承り、共に勸助〔再校〕し勸喜す。（二八六年）九月二日に訖る。

天竺の沙門竺力、龜茲の居士帛元信、共に參校し、元年二月六日に重覆〔表装し直〕す。又た元康元（二九一）年、長安の孫伯虎、四月十五日を以て素絹に写〔記〕す。

二、正法華經後記

【原文】³⁴

永熙元年八月二十八日。比丘康那律。於洛陽寫正法華品竟。時與清戒界節優婆塞張季博。董景玄。劉長武。長文等。手執經本。詣白馬容對與法護。口校古訓講出深義。以九月本齋十四日。於東牛寺中施檀大會。講誦此經。竟日盡夜。無不咸歡。重已校定

【私訳】⁵⁴

永熙元（二九〇）年八月二十八日、比丘康那律、洛陽に於いて《正法華〔經〕》の品〔々〕を写し竟る。

時に、清戒界節せる優婆塞張季博、董景玄、劉長武、長文等と、手に〔写し竟った〕經本を執り、〔洛陽城西の〕白馬〔寺〕に詣で、法護と容対〔顔を会わす対面を果た〕す。〔法護は〕口に〔彼らの〕古訓を校し、深義を講出す。

九月の本齋の十四日を以て、東牛寺の中に於いて大会を施檀し、此の經を講誦す。日を竟り夜を尽くす。咸く歛ばざるもの無

し。「その間」重ねて校定し已る。

三、添品妙法蓮華經序

【原文】⁵⁶

I 妙法蓮華經者。破二明一之指歸也。降神五濁。⁵⁸弘道三乘。權智不思。大悲難極。先設化城之迹。後示繫珠之本。⁶¹車雖有異。雨實無差。記以正覺之名。許以眞子之位。同入法性。歸之於此。

II 昔燉煌沙門竺法護。於晋武之世。譯正法華。後秦姚興。更請羅什。譯妙法蓮華。考驗二譯。定非一本。護似多羅之葉。什似龜茲之文。余檢經藏。備見二本。多羅則與正法符會。龜茲則共妙法允同。護葉尙有所遺。什文寧無其漏。而護所闕者。普門品偈也。什所闕者。藥草喻品之半。富樓那及法師等二品之初。提婆達多品。普門品偈也。什又移囑累。在藥王之前。二本陀羅尼。並置普門之後。其間異同。言不能極。

III 竊見提婆達多及普門品偈。先賢續出。補闕流行。余景仰遺風。憲章成範。大隋仁壽元年辛酉之歲。因普曜寺沙門上行所請。遂共三藏幅多笈多二法師。於大興善寺。重勘天竺多羅葉本。富樓那及法師等二品之初。勘本猶闕。藥草喻品更益其半。提婆達多通入塔品。陀羅尼次神力之後。囑累還結其終。

IV 字句差殊。頗亦改正。儻有披尋。幸勿疑惑。雖千萬億偈。妙義難盡。而二十七品本文。且具所願。四辯梵詞。遍神州之域。一乘祕教。悟象運之機。聊記翻譯。序之云爾。

【私記】⁷⁶

I 《妙法蓮華經》とは、「破二明一」⁷⁷の指歸なり。神は五濁に降り、^{ほとけ}道として三乘を弘む。⁷⁸權智にて思せず、^し大悲は極め難し。⁷⁹

先に④化城の迹を設け⁸⁰、後に⑤繫珠の本を示す。①車に異なり有りと雖も、③雨の実りに差あること無し。

正覚の名〔号〕を以て〔授〕記し、真子の位を以て許す。〔三乗は〕同じく法性に入り、此こ〔五濁悪世〕に於いて之れ〔一乗〕に帰す。

II 昔、燉煌の沙門竺法護は、晋武の世に於いて《正法華〔経〕》を訳す。後秦の姚興は、更めて羅什に請うて《妙法蓮華〔経〕》を訳せしむ。

二訳を考驗するに、定めて一本に非ず。〔多羅の葉と亀茲の文とを手許において二訳と比較対照してみるに〕護〔訳〕は多羅の葉に似たり。什〔訳〕は亀茲の文に似たり。

余〔大興善寺の〕経蔵を検べて備さに二本〔《正法華経》と《妙法蓮華経》と〕を見るに、〔想定される二本の底本として〕多羅〔の葉〕は則ち《正法〔華経〕》と符合し、亀茲〔の文〕は則ち《妙法〔蓮華経〕》と共にして允〔まこと〕に同じ。

護〔訳〕と〔多羅の〕葉とには、尚お遺す所有り⁸⁶。什〔訳〕と〔亀茲の〕文とには、寧ろ其の漏れ無し。而して護〔訳〕に欠くる所は、①〔普門品〕の偈なり。

什〔訳〕に欠くる所は、①〔葉草喩品〕の〔後〕半、②〔富樓那〕及び③〔法師〕等二品の初め、④〔提婆達多品〕、⑤〔普門品〕の偈なり。什〔訳〕は又た⑥〔囑累〔品〕〕を移して〔葉王〔品〕〕の前に在り。

二本の⑦〔陀羅尼〔品〕〕は、並な〔普門〔品〕〕の後に置く⁸⁹。その間の異同は、言いて極むること能わず。

III 竊かに④〔提婆達多〔品〕〕及び⑤〔普門品〕の偈を見るに、先賢の〔什訳以降の〕続出あり、〔現行本は什訳の〕欠を補いて流行す⁹⁰。余、遺風を景仰し、〔什訳をして〕憲章の範と成す⁹²。

大隋の仁寿元〔六〇一〕年⁹³、辛酉の歳に、普曜寺の沙門上行の請う所に因りて、遂に三蔵〔闍那〕崛多・〔達摩〕笈多の二法師と共に、大興善寺に於いて、重ねて天竺の多羅葉本〔と什訳と〕を〔校〕勘す。

②〔富樓那〕及び③〔法師〕等二品の初めは、〔校〕勘〔に用いた天竺の多羅葉〕本に猶お欠く。〔天竺の多羅葉本に〕①〔葉

草喻品〕は更に其の〔後〕半を益し、⁹⁵ ④〔提婆達多〔品〕〕は〔宝〕塔品〕に通入し、⁹⁶ ⑦〔陀羅尼〔品〕〕は〔神力〔品〕〕の後を次ぎ、⑥〔囑累〔品〕〕は還りて其の終りを結す。

IV 〔かくして〕字句の差殊は、頗や亦た改正す。⁹⁷ 儻し披尋するもの有らば、幸じて疑惑すること勿れ。⁹⁸ 千万億の偈あると雖も、妙義は尽くし難し。而して二十七品の本文は、且に所願を具せんとす。梵詞を四〔無礙〕弁し、神州の域を遍くす。一乗の秘教は、象運の機〔根〕を悟す。聊か翻訳のことを記し、之れを序して爾りと云う。

四、妙法蓮華經弘伝序 唐終南山釈道宣述

【原文】⁹⁹

I 妙法蓮華經者。統諸佛降靈之本致也。蘊結大夏出彼千齡。東傳震旦三百餘載。西晋惠帝永康年中。長安青門燉煌菩薩竺法護者。初翻此經。名正法華。東晋安帝隆安年中。後秦弘始。龜茲沙門鳩摩羅什。次翻此經。名妙法蓮華。隋氏仁壽。大興善寺北天竺沙門闍那笈多。後所翻者。同名妙法。三經重沓。文旨互陳。時所宗尙。皆弘秦本。自餘支品別偈。不無其流。具如序曆。故所非述。

II 夫以靈嶽降靈。非大聖無由開化。適化所及。非昔緣無以導心。所以仙苑告成。機分小大之別。金河顧命。道殊半滿之科。豈非教被乘時。無足覈其高會。是知五千退席。爲進增慢之儔。五百授記。俱崇密化之跡。所以放光現瑞。開發請之教源。出定揚德。暢佛慧之宏略。朽宅通入大之文軌。化城引昔緣之不墜。繫珠明理性之常在。鑿井顯示悟之多方。詞義宛然。喻陳惟遠。自非大哀曠濟。拔滯溺之沈流。一極悲心。拯昏迷之失性。

III 自漢至唐六百餘載。總歷群籍四千餘軸。受持盛者。無出此經。將非機教相扣。並智勝之遺塵。聞而深敬。俱威王之餘勸。輒於經首。序而綜之。庶得早淨六根。仰慈尊之嘉會。速成四德。趣樂土之玄猷。弘贊莫窮。永貽諸後。云爾

【私訳】¹⁵

I 《妙法蓮華經》とは、諸仏・降霊の本致を統^すべるなり。大夏にて蘊結¹¹⁶され、彼れ^こ〔妙法蓮華經は〕千齡^いを出づ¹¹⁷。東の震旦に伝わり三百余載なり。

西晋惠帝の永康年中〔三三〇—三〇一〕に、¹¹⁸長安青門の〔外に住せし〕燉煌菩薩〔と謂われる〕竺法護は、初めて此の經を翻じ、《正法華〔經〕》と名づく。

東晋安帝の隆安年中〔三九七—四〇一〕、¹²⁰後秦の弘始〔三九九—四一六〕に、龜茲の沙門鳩摩羅什は、次に此の經を翻じ、《妙法蓮華〔經〕》と名づく。

隋氏の仁寿〔六〇一—六〇四〕に、¹²¹大興善寺〔に住せし〕北天竺の沙門闍那〔崛多・達磨〕笈多の、後の翻ずる所は、同じく《妙法〔蓮華經添品〕》と名づく。

三經は重沓^{ちようかく}ありて、文旨は互に陳ぶるあり。時に宗として尚^{たうと}ばるる所は、皆な〔後〕秦本を弘む。自^これ〔本流たる後秦本〕に余りある、支品〔④提婆達多品〕・別偈〔⑤普門品の偈〕の〔ごとき〕、¹²³其の〔支流のような〕流れ、無きに不ざるも、具さに《〔添品妙法蓮華經〕序》に曆^{かぞ}うるが如し。故に述ふるに非ず所なり。

II 夫れ靈嶽・降霊を以てしても、¹²⁴大聖に非ずんば、開化を由^{もち}ること無く、適^たい化所¹²⁵に及べども、昔縁に非ずんば、導心を以^ひくこと無し。

所以に〔縁を結ばんとして〕、仙苑にて成〔仏のこと〕を告げ、〔衆〕機に小・大の別ありと分かち、金河にて命を顧^みみ、〔仏〕道に半・満¹²⁷の科ありと殊¹²⁸にす。

豈に〔一乗の〕教えに乗ぜしむるの時に非ずや。其れ〔仙苑・金河は〕高〔貴なる開〕会^あを覈^あらめんとするに、足ること無し¹²⁹。

是れ知んぬ。五千の退席は、増慢^{しんまん}の儻^{ちんがう}を〔先へと〕¹³⁰進ませんが為めなることを。五百の授記は、俱に密化の跡を崇ませんと

することを。

〔法説〕¹³¹ 所以に、「仏は」放光の瑞を現じ、「弥勒の文殊に対する」発請の教源を開き、出定の徳を揚げ、仏慧の宏略を暢ぶ。

〔譬説〕¹³⁴ ①朽宅は入大の文軌に通じ、④化城は昔縁の不墜を引き、⑤繫珠は理性の常在を明かし、鑿井は〔開〕示悟〔入〕の多方を顕す。詞義は宛も然れども、喩えて惟だ遠きことを陳ぶるなり。

〔仏の〕大哀の曠済に非ざる自りは、滯溺の沈流を抜れ〔ず〕、「仏は帰」一の悲心を極め、昏迷の失性を拯う。

Ⅲ 漢自り唐に至るまで六百余載なり。総じて群籍を歴ること四千余軸なるも、受持の盛んなるは、此の経を出づる無し。

〔因縁説〕将に非ざるんや。機と教との相扣するは、並な〔大通〕智勝〔仏〕の遺塵なり。聞きて深敬するは、俱に威〔音〕

王〔佛〕の余勸なり。

輒ち経首に於いて、序して之れを綜む。庶もろ〔の衆生〕は得るべくして、早やかに六根を浄め、慈尊の嘉会を仰ぎ、速やかに〔常楽我浄の〕四徳を成じ、楽土の玄猷に趣き、弘く賛じて窮わらすこと莫れ。永く諸後を貽すこと、爾りと云う。

註

【正法華經記】

1 【原文】は、①僧祐撰（五〇二—五一一）『出三藏記集』卷第八所収の「正法華經記第六 出經後記」（T55, 56c16-24）を原本として採録（但し、句点は筆者による）し、次の三種の資料、即ち「古本名正法花。焮煌同處沙門竺法護以晋太康七年或人云十年八月十日譯出此經。授優婆塞聶承遠。九月二日訖。張士明張仲政筆受也。」（T34, 69c11-15）として②の前半部分（太康…筆受）を援用する③吉藏（五四九—六一三）造『法華遊意』と、④を改変して引用する⑤慧詳撰（七〇六年以降）『弘贊法華伝』卷第二「翻訳第二」（T51, 14c25-15a1）と、④を転載する⑥梅鼎祚（一五四九—一六一五）輯『釈文紀』卷四十五所収の「正法華經記」（B33, 867a9-15）を対校本として用い、その校異を註記（①は【出】、②は【遊】、③は【弘】、④は【紀】と略記）した。なお、「太康七年八月十日。焮煌月支菩薩流無不竭其聰。」（T51, 55b27-28）として始まる僧祥撰（八四四年以降）『法華經伝記』卷第二「諸師序集第六」所収の「正法華經記 出經後記」（T51, 55b26-66）は、始めの「太康」より「菩薩」までの十四字が①と一致するだけで、「流」以下は、『出三藏記集』卷第八所収の「毘摩羅詰提經義疏序第十四 僧叡法師」の後半部分、即ち「流。無不竭其

聰…不咎其煩而不要也」(T55: 59a10-18)に当たる(僧祥の誤用か)ことを指摘しておきたい。

- 2 「(以晋 + 太【遊】、(以西晋) + 大【弘】、【太【出】【遊】】【紀】 || 大【弘】」。
- 3 「(或人云十年) + 八【遊】」、『649n23: (人) — 【甲】』。【甲】は【遊】の甲本。
- 4 「(燉煌月支菩薩沙門法) — 【弘】」。
- 5 「649n23: 煌 || 煌【甲】」。
- 6 「月支【出】【紀】 || 同處【遊】」、『649n24: 同處 || 月氏【甲】』。
- 7 「(菩薩) — 【遊】」。
- 8 「(竺) + 法【遊】」。
- 9 「(手執胡經口宣) — 【遊】」。
- 10 「出】『52n10: 胡 || 梵【元】【明】』、『胡經【出】 || 梵本【弘】、 || 梵經【紀】』。
- 11 「出】『56n24: 宣 + (傳)【元】【明】』、『宣【出】【弘】 || 宣 + (傳)【紀】』。
- 12 「(譯) + 出【遊】」。
- 13 「正法華【出】【紀】 || 此【遊】、 || 前【弘】」。
- 14 「(二十七品) — 【遊】」。
- 15 「(授) — 【弘】」。
- 16 「仕【出】【弘】【紀】 || 士【遊】【開】』。【開】は『開元釈教録』の略語。【開】の原文は、後掲の註29参照。
- 17 「政【出】【遊】【紀】 || 改【弘】、 || 正【開】」。
- 18 「(共) — 【遊】」。
- 19 「(受 + (也)【遊】」。
- 20 「(竺德成竺文盛嚴威伯續文承趙叔初張文龍陳長玄等共勸助歡喜) — 【弘】」。
- 21 「(趙叔初張文龍【出】 || 趙友義張子龍【紀】」。
- 22 「(天竺沙門竺方【出】【弘】 || 大弟子陳慎力【紀】」。
- 23 「(元嘉) + 元【弘】」。詳しくは、後掲の註32参照。
- 24 「(六日重覆【出】【弘】 || 畢工記【紀】」。
- 25 「又 + (言)【紀】」。
- 26 「(孫伯虎 + (虞世雅等)【弘】」。「虞世雅」については、慧皎撰(五一九九年成立)『高僧伝』卷第一「(竺曇摩羅刹)伝に「又有竺法首陳士倫孫伯虎虞

- 世雅等。皆共承護旨執筆詳校。」(T50, 327a6-7)とあることから、『弘誓法華伝』が『高僧伝』より補ったものとみられる。
- 27 【素解】出 ≡ 素訖【弘】、【素解】一【紀】。
- 28 【私訳】に当たっては、林屋友次郎訳・岡部和雄校訂『出三藏記集』『國譯一切經和漢撰述部 史傳部 一 改訂三刷』大東出版社、二〇〇〇年、二二八頁の訓読と、中嶋隆藏編『出三藏記集 序卷訳注』平樂寺書店、一九九七年、二四―二五頁の現代語訳を参照した。
- 29 筆受に当たった者については、智昇撰(七三〇年成立)『開元釈教録』卷第二に「正法華經十卷(或云方等正法華或七卷二十七品太康七年八月十日出第三譯清信士張士明張仲正聶承遠等筆受見眞祐二録)」(T55, 492a15-16)とあり、『開元釈教録』では「張士明、張仲正、聶承遠」の三人の名が列記される。
- 30 諸訳では「続文承」たる人名としてこれを取っているが、私訳では「続文」を「綴文」と解して訓読した。
- 31 純粹に回数としての「參校」とも取れるため、私訳では「再校」等を推定して補記した。
- 32 紀年法にも種々あることから確実なことは言えないが、「即日改元」に基づいて言えば、後続の「元康元年」は三月改元となるため、この「元年二月」というのは、「太康七年」以降「元康元年」以前の「元年」、即ち、太熙元年(二九〇年一月改元)、永熙元年(二九〇年四月称元)、永平元年(二九一年一月改元)のうち、永熙元年を除く、太熙元年か永平元年のどちらかである可能性が指摘できる。いずれにしても二九〇年か二九一年の二月ということになろう。
- 33 林屋友次郎(2000, 228, n1)に「素絹。原本には素解とあるも、解は絹の誤りならん。」とあり、これに従った。
- 【正法華經後記】
- 34 【原文】は、A僧祐撰『出三藏記集』卷第八所収の「正法華經後記第七 未詳作者」(T55, 56c25-57a2)を原本として採録(但し、句点は筆者による)し、次の三種の資料、即ち「第十明講經原由。經既有二本。初講亦有兩人。漢地以竺法護爲始。」(T34, 650a4-5)としてAを改変して引用する。B吉藏造『法華遊意』(T34, 650a5-9)と、「三者護更至太康七年丙午。廣譯成十卷。名正法華經者是也。」(T51, 50c11-13)としてAを引用する。C僧祥撰『法華伝記』卷第一「伝訳年代第三」(T51, 50c13-19)と、Aを転載する。D梅鼎祚輯『釈文紀』卷四十五所収の「正法華經後記」(B33, 867b9-14)を対校本として用い、その校異を註記(Aは【出】、Bは【遊】、Cは【傳】、Dは【紀】と略記)した。
- 35 「護公以」+永【遊】、(三者護更至太康七年丙午廣譯成十卷名正法華經者是也)+永【傳】。
- 36 【熙】【出】【遊】【傳】=熙【紀】。
- 37 [650n1: 康=秉イ【原】]。【原】は【遊】の原本。
- 38 律+(師)【遊】。
- 39 「正法華品【出】【紀】=正法花經【遊】、=之【傳】」。「正法華品」という訳語は『正法華經』「安行品第十三」に一例(T9, 109b24)あり、相当する『妙法蓮華經』「安樂行品第十四」には「法華經」(T9, 38c20)と訳されている。

- 40 「時與清戒界節優婆塞張季博董景玄劉長武長文等手執經本詣白馬容對」——【遊】。
- 41 【50n25:景】——【甲】。【甲】は【傳】の甲本。
- 42 【出】【56n25:容】寺【宋】【元】【明】「容【出】【傳】寺【紀】」。
- 43 「校【出】【紀】」校【遊】【傳】「50n26:校】授【甲】」。
- 44 「講【出】【傳】【紀】」譯【遊】「650n2:譯】講】原】」。
- 45 「【以】——【遊】」。
- 46 【出】【57n1:本】大【宋】【元】【明】「本【出】【遊】【傳】大【紀】」。或いは「六齋之日」の「六」でもよいか。
- 47 【50n27:牛】于【甲】」。
- 48 「【中】——【遊】」。
- 49 「施+（設）【遊】」。
- 50 「【大】——【遊】」。
- 51 「【誦】——【遊】」。
- 52 「盡【出】【傳】【紀】畫【遊】」。
- 53 「無不咸歡重已校定【出】【傳】【紀】莫不歡喜【遊】」。
- 54 【私訳】に当たっては、林屋友次郎訳・岡部和雄校訂『出三藏記集』『國譯一切經和漢撰述部 史傳部 一 改訂三刷』大東出版社、二〇〇〇年、二二八頁の訓読と、中嶋隆藏編『出三藏記集 序卷訳注』平楽寺書店、一九九七年、二二五—二二六頁の現代語訳を参照した。
- 55 竺法護が白馬寺に住したことについては、『出三藏記集 卷第七所収の「魔逆經記第十五 出經後記」に「太康十年十二月二日。…於洛陽城西白馬寺中始出。」(T55, 505b9)とあることから確認できる。
- 【添品妙法蓮華經序】
- 56 【原文】は『添品妙法蓮華經』の經首に置かれる①「添品妙法蓮華經序 隋仁壽元年崛多笈多二法師添品」(T9, 134b25-c22)を原本として採録(但し、句点は筆者による)し、題に異あれども②とはほ同文を収録する次の三種の資料、即ち、③僧祥撰『法華經伝記』卷第二「諸師序集第六」所収の「添品法華序五」(T5, 54b19-c14)と、④梅鼎祚輯『釈文紀』卷四十四所収の「妙法蓮華經添品序」(B33, 864a9-b13)と、⑤唐時編『如来香』卷之三所収の「妙法蓮華經添品序 失名〈隋〉」(D52, 187b1-188b4)を対校本として用い、その校異を註記(①は【正】、②は【傳】、③は【紀】、④は【香】と略語)した。なお、唐時については、佐々木月樵『佐々木月樵全集第二卷 印度支那日本浄土教史』萌文社、一九二八年、六三九頁に「唐時 字は宜之、湖州の人也。出で、寿陽に判たり。その後祿宏に参して念仏法門を授けらる。常に『金剛經』及び『普門品』を誦せり。然り而して、浄土を修するには、観門を要とすべきものなりと教ゆ。禪定中、所感甚だ多し。『蓮華世界書』、『如来香』、『頻迦音』等の書を

著す。正念にして示寂す。生死の年月欠く。」とあり、明代の雲棲株宏（一五三五—一六一五）との関係が述べられている。一方『如来香』については、蔡念生編『中華大藏經総目録』に「如来香十四卷（清唐時編）（B35, 770a7）」とあり、清代の成立とする。

57 「添品妙法蓮華經序 隋仁壽元年岨多笈多二法師添品」+妙【正】、（添品法華序五）+妙【傳】、（妙法蓮華經添品序 失名（隋）+妙【香】）。

58 「弘宏【紀】」。

59 「城成【紀】」。

60 【正】「134a29:繫髻【宋】【元】【明】」、「繫【正】【傳】髻【紀】【香】」。資料の成立年代からすれば、「繫珠」から「髻珠」へと変貌していったということになろう。

61 「541a:本大【甲】」。「甲」は【傳】の甲本。例えば、僧祐撰『出三藏記集』卷第八所収の「維摩詰經序第十二 釋僧肇」において「然幽關難啓聖應不同。非本無以垂迹。非迹無以顯本。本迹雖殊而不思議一也。」（T55, 58b5c6）として述べられるような「本迹」の二義を意識した表現であらう。

62 「雨兩【傳】」。勒那摩提等訳「妙法蓮華經論憂波提舍」（以下、『法華論』と略記）でいうところの「雨譬喩」を意識した表現であらう。

63 【正】「134a30:驗譯【宋】、詳【元】【明】」、「驗【正】【傳】詳【紀】【香】」。

64 「檢檢【香】」。

65 「那那【紀】」。

66 【正】「134a31:又乃【明】」。

67 「並竝【紀】」。

68 「三正【紀】」。二人の三藏法師のことをいうところであるから、「三」の方が適切であらう。

69 「入+（寶）【傳】」。

70 「亦以【紀】」。

71 「54a13:具）—【甲】」。

72 「辯辨【紀】」。

73 「54a14:祕=移【甲】」。

74 【正】「134a32:象=像【宋】【元】【明】」、「象【出】【傳】香=像【紀】」。

75 「爾+（開元釋教録大藏蓋字函）【紀】」。

76 【私訳】に当たっては、坂本幸男・岩本裕訳注『法華經 上』岩波書店、一九六二年、四二四頁の岩本裕氏のⅡとⅢに対する訓読と、塚本啓祥・

- 久留宮圓秀「序論 法華経の原典と研究」『梵文法華経写本集成 第一卷』梵文法華経刊行会、一九七七年、頁Ⅱに対する訓読と、清田寂雲「添品妙法蓮華経序」について『叡山学院研究紀要』第一六号、一九九三年、二頁の全文に対する訓読を参照した。なお、Ⅱに対する現代語訳は、韓枝延著・金炳坤訳「西北印度と西域の信仰形成に現れた法華進行的要素」『法華文化研究』第三八号、二〇一二年、五四頁を参照された。
- 77 「破二明一」という術語は『法華論』(T26, 19c15)が初出とみられる。
- 78 「神(=仏)は五濁悪世に降り立ち」の意。
- 79 「その方便なることは」権智では思(議)すべからず」の意。
- 80 「先に…無し」では、『法華論』に由来する所謂「法華七喻」—「譬喻品第三」における釈尊所説の「①火宅譬喻」、「信解品第四」における四大声聞による「②獅子譬喻」、「葉草喻品第五」における釈尊所説の「③雨譬喻」、「化城喻品第七」における釈尊所説の「④化城譬喻」、「五百弟子受記品第八」における五百阿羅漢による「⑤繫宝珠譬喻」、「安樂行品第十四」における釈尊所説の「⑥王解譬中明珠与之譬喻」、「如来寿量品第十六」における釈尊所説の「⑦医師譬喻」—のうち、四つの譬喻が採用されている。
- 81 「設け」は「示現」に置き換えられよう。
- 82 「繫珠」については、前掲の註60において指摘したように「譬珠」という異読が知られる。前掲の註80において指摘したように、どちらも「法華七喻」に属する譬喻であるが、どちらにしても「本門」所説の譬喻ではない。ただ、④⑤①③と連なる四つの譬喻のうち、⑤は「五百阿羅漢」(T9, 29a1)による譬喻となるため、ここ(先に…無し)を釈尊所説の譬喻でまとめようと、後から⑤を⑥に改めたという推定は可能であろう。
- 83 「真子」は「仏子」に置き換えられよう。要するに「真に是れ仏子なりと諭す」(譬喻品第三) T9, 10c13)の意。
- 84 参考までに、「多羅の葉」に対して「龜茲の文」とあり、前者の材質については、それが多羅樹の葉であることが容易に想像できよう。一方、後者については、僧祥撰『法華伝記』巻第一「部類増減第二」に「什本白氈」(T51, 49b27)とあることから、或いは「龜茲の文」は白樺の樹皮に書いてあったかも知れない。
- 85 「余」は『添品妙法蓮華経序』(以下、『添品序』と略記)の作者のことであろう。
- 86 護訳には訳無く(欠)、多羅の葉には有る(存)ということで、具体的には後統の「①(普門品)の偈」のことをいうのであろう。恐らく『添品序』作者の問題意識(『妙法蓮華経』を改訳することの意義)は、このところにあったものと考えられる。というのは、段落Ⅲにおいて述べられるように『添品序』の作者は、天竺の多羅葉本に基づく什訳との校勘を重ねており、その内容について詳述(①)⑦、但し、⑤については「先賢統出」であることを既述したためか、これを除く)しているが、この校勘内容がそのまま『添品妙法蓮華経』の結構をなしているために、『添品妙法蓮華経』ではこれらの諸点を踏まえて『妙法蓮華経』を改訳する必要があると判断し、『添品妙法蓮華経』の訳出に着手したものと考えられるからである。

- 87 この什訳は④⑤の補欠がなされる前の形を留めている什訳ということになる。
- 88 「五百弟子受記品」のことを「富樓那品」という用例は見当たらない。参考までに『法華論』には「富樓那等五百人千二百人等。同一名故俱時與記。」(T26, 18b12)とある。
- 89 こういふ場合の比較基準は『添品妙法蓮華經』の底本(陀羅尼次神力之後)ということになる。参考までに『法華經』の品順に関する三つのタイプについては、金炳坤「法華經より見たる菩薩の衆生救済について」『日本佛教学会年報』第八七号、二〇一三年、二六二頁を参照されたい。
- 90 ④については、僧祐撰『出三藏記集』卷第二に「妙法蓮華經提婆達多品第十二卷：齊武皇帝時。先師獻正遊西域。於于闐國得觀世音懺悔呪胡本。還京都請瓦官禪房三藏法師法意共譯出。自流沙以西。妙法蓮華經並有提婆達多品。而中夏所傳闕此一品。先師至高昌郡。於彼獲本。仍寫還京都。今別爲一卷」(T55, 13b2c-3)とあり、⑤については、費長房撰(五九七年成立)『歷代三寶紀』卷第十一に「妙法蓮華經普門品重說偈一卷：(在益州龍淵寺譯)：武帝世。北天竺提達國三藏法師闍那崛多。周言志德。於益州爲總管上柱國譙王宇文儉譯。沙門圓明筆受」(T49, 100c07-11)とある。したがって「先賢」とは、法意(永明八(四九〇)年のことか。詳しくは、吉藏撰『法華義疏』卷第一(T34, 452a18-24)参照)及び闍那崛多のことであろう。なお、「闍那崛多譯重頌」(T9, 198b11)については、費長房が伝える如く、武帝の世(五八一―六〇〇)に闍那崛多が龍淵寺において訳したということであるから、『添品序』の作者はこういった内情に詳しくあった闍那崛多でない別人とみるべきであろう。
- 91 「遺風」は「前文(④⑤)の補欠のことを踏まえて」の意。「景仰」は「これに敬意を払って尊重し」の意。
- 92 だからこそ後に続くように「重ねて天竺の多羅葉本(と什訳と)を〔校〕勘することにしたのである。
- 93 『添品序』における「仁寿元年」云々の記述は、『添品妙法蓮華經』が訳出された、とりわけその年のことをいうものではなく、恐らく『添品序』の作者が、普曜寺の上行に請われ、崛多・笈多の二法師と共に、大興善寺において、天竺の多羅葉本と什訳とを校勘したことを述べるところであるため、これを直ちに『添品妙法蓮華經』が訳出された年とみるのは問題がある。
- 94 この「天竺の多羅葉本」(恐らく『添品妙法蓮華經』の底本)は、②〈富樓那〉及び③〈法師〉等二品の初めは、〔校〕勘(に用いた天竺の多羅葉)本に猶お欠く(ゆえに、訳仕様がなく、『添品妙法蓮華經』にも訳無し)ということであるが、②に相当する訳として『正法華經』「授五百弟子決品第八」には「佛言善哉…各有名號」(T9, 94c11-95b28)と、③に相当する訳として『正法華經』「葉王如來品第十」には「佛告諸比丘…皆歸一道」(T9, 99a28-100b13)と、③の『正法華經』には訳がある(所謂「竺法護編入説」)ために、少なくとも段落Ⅱにおける「護(訳)は多羅の葉に似たり」や「多羅(の葉)は則ち『正法(華經)』と符会し」の判断基準として用いられた(②③の原文を有する)「多羅の葉」ではない別本の可能性がある。参考までに、③の「竺法護編入説」については、河野訓「『正法華經』葉王如來品と『維摩經』法供養品について」『印度学仏教学研究』第四六卷第一号、一九九七年と、前川健一「『正法華經』葉王如來品と『維摩經』法供養品について」『清泉水子大学人文科学研究所紀要』第三六号、二〇一五年を参照されたい。②は今後の研究対象になり得よう。
- 95 ゆえに『添品妙法蓮華經』「葉草喻品第五」では、これを増訳(復次迦葉…涅槃甘露安」(T9, 153a29-155a26)した、と。参考までに『正法華經』

- 「葉草品第五」にも相当する訳（佛復告大迦葉：所濟無有量」T9. 85a19-86b17）がある。
- 96 ゆえに『添品妙法蓮華經』では「提婆達多品」を一品として別出しなかった」と。
- 97 これにより『添品序』が『添品妙法蓮華經』の訳了後に作られたものであることがわかる。参考までに『妙法蓮華經』と『添品妙法蓮華經』との比較対照については、果濱『漢譯《法華經》三種譯本比對暨研究』萬卷樓、二〇一三年に詳しい。
- 98 「幸じて」は「それをいいことにして」の意。
- 【妙法蓮華經弘傳序 唐終南山釈道宣述】
- 99 【原文】は『妙法蓮華經』の經首に置かれる①「妙法蓮華經弘傳序 唐終南山釋道宣述」(T9. 1b14c11)を原本として採録（但し、句点は筆者による）し、②戒環解『妙法蓮華經解』の冒頭に付されている「妙法蓮華經弘傳序 道者山如意野老 祥邁 註」(X30. 277c3-280a23)と、③唐時編『如來香』卷之三所収の「妙法蓮華經弘傳序 釋道宣〈唐〉」(D52. 185b4-186b6)を対校本として用い、その校異を註記(④は【正】、⑤は【解】、⑥は【香】と略語)した。
- 100 【夏【正】【香】＝慶【解】】。
- 101 【正】「In: 龜＝丘【宋】【元】【宮】】。
- 102 【弘【正】【解】＝後【香】】。
- 103 【曆【正】【香】＝歷【解】】。
- 104 「仙苑」「金河」については、道宣（五九六―六六七）撰『法苑珠林』卷第一百に「自仙苑告成金河靜濟。」(T53. 1020b16)と、道宣撰『大唐内典録』卷第七に「始於仙苑終盡金河。」(T55. 296b22)とあり、類似する文例がみられる。
- 105 【授【正】【解】＝受【香】】。
- 106 【跡【正】＝迹【解】【香】】。
- 107 【發【正】【解】＝發【香】】。
- 108 【正】「In: 詞＝辭【宋】【宮】】。
- 109 【沈【正】【解】＝沉【香】】。
- 110 「自漢至唐六百餘載」は、道宣撰『広弘明集』卷第一の「所以教移震旦六百餘年。」(T52. 97a08-9)と相通するものである。
- 111 【群【正】【解】＝羣【香】】。
- 112 【並【正】【香】＝竝【解】】。
- 113 【輒【正】＝輒【解】【香】】。
- 114 【序【正】【香】＝敘【解】】。

- 115 【私訳】に当たっては、河瀬幸夫・金星周訳『法華経諺解 上―ハングル訳注、法華経要解―』春風社、二〇一七年、六六―六七頁の現代語訳を参照した。なお、含蓄的な表現が多く、ために【原文】にない言葉を補記しながら訓読した。
- 116 「大夏」は「中央アジアの諸国において」の意で、「蘊結」は「多くの大乘経典が育まれ集められた」の意であろう。
- 117 『周書異記』を踏まえた表現とみられる。特に「千齡」については、道宣撰『釈迦方志』巻下に「案周書異記。…太史蘇由曰。有大聖人生於西方。一千年外聲教及此。」(T51. 970a10-14) とある。
- 118 慧皎撰『高僧伝』巻第一「竺曇摩羅刹」伝に「及晋惠西奔」(T50. 326c25)とあり、これを踏まえたものとみられる。但し、『正法華経』の訳出年代に配慮するならば、遡って「西晋武帝の太康年中(二八〇―二八九)」と述べた方が適切であったろう。
- 119 「青門」については、『高僧伝』巻第一「竺曇摩羅刹」伝に「後立寺於長安青門外。精勤行道。」(T50. 326c23-24)とある。
- 120 義熙年中(四〇五―四一八)の誤りか。
- 121 闍那崛多の没年については、道宣撰『続高僧伝』巻第二「闍那崛多」伝に「至開皇二十年。便從物故。春秋七十有八。」(T50. 434c45)とあり、開皇二十(六〇〇)年のことと記す。これによれば、闍那崛多は『添品妙法蓮華経』の訳了を待たずして没したことになろう。一方、達磨笈多の訳業については、同上「達磨笈多」伝に「始於開皇中歲。終於大業末年二十八載。」(T50. 435c12-13)とあり、その下限を大業末年(六一八)とする。いずれにしても『続高僧伝』所収の崛多・笈多の伝において『添品妙法蓮華経』のことは触れられていない。
- 122 「妙法蓮華経添品」という経題については、智昇撰『開元釈教録』巻第七に「妙法蓮華経添品七卷(或八卷二十七品寶塔天授連之爲一故二十七仁壽元年因普曜寺沙門上行所請崛多笈多二法師重勘梵本闕者添之具經前序)」(T55. 588b22-23)とあり、これが初出とみられる。
- 123 『添品序』の「竊見提婆達多。及普門品偈。先賢續出。補闕流行。」(T9. 134c11-12)を参照したものとみられる。詳しくは、前掲の註90参照。参考までに、一如集註『妙法蓮華経科註』巻第一には「三譯之外如名義云達摩摩提於齊武永平年中譯出提婆達多品經一卷又東晋祇密帝譯出普門品經一卷此師名義不載支分各異故曰支品又闍那崛多於西川益州龍淵寺譯出普門品重頌偈一卷故曰別偈」(X31. 176a16-20)とある。
- 124 「靈嶽」は、後に続く「仙苑」(サルナート [Sarnāth]・華嚴会のことか)や「金河」(ヒランニャヴァティー川 [Hirañyavati River]・涅槃会のことか)に対応するものとみられる。「降靈」は「仏位にあらぬ諸天善神等」の意であろう。
- 125 「化所」は、後に続く「高(貴なる)会」に対応するものとみられる。
- 126 「命を顧み」は「教化活動を振り返って遺言し」の意か。
- 127 「半・満」は、「不了義・了義」或いは「有余義・無余義」のことか。
- 128 「科」は「段階」に置き換えられよう。
- 129 「高会」は「靈山会」に置き換えられよう。要するに「靈山説法(法華経)でなければならぬ」という意。
- 130 大乘への転向の意を述べようとするものか。

- 131 以下、智顛のいう「三周説法」(『妙法蓮華經文句』卷第五上〔T34.61b16-18〕参照)、即ち、法説・譬説・因縁説に対する道宣なりのアレンジとも考えられるため、私訳では〔法説〕等を推定して補記した。
- 132 「出定」は「一大事因縁」に置き換えられよう。
- 133 「仏慧」は「仏知見」に置き換えられよう。
- 134 『添品序』では「法華七喻」の④⑤①③を列挙しているが、『妙法蓮華經弘伝序』では①④⑤と続き、③の代わりに「法師品第十」所説の所謂「高原穿鑿の喻」(T9.31c9-12)を挙げてゐる。
- 135 「不墜」は「不退転」に置き換えられよう。
- 136 「理性」は「理仏性」に置き換えられよう。
- 137 「多方」は「阿耨多羅三藐三菩提を得せしめんとするための多くの方便」という意か。
- 138 「滯溺の沈流」は「煩惱」或いは「生住異滅」に置き換えられよう。
- 139 二仏とも過去仏であって、「遺塵」と「余勸」は、前述の「昔縁」に対応するものとみられる。

〈キーワード〉正法華經、妙法蓮華經、添品妙法蓮華經、妙法蓮華經弘伝序、出三藏記集、釈文紀、如来香、道宣、戒環